附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年九月二十五日から施行する。

（特定新規中小企業者の確認に関する経過措置）

第二条　経済産業大臣は、新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第一による申請書を平成二十五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置）

第三条　経済産業大臣は、特定新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第四による申請書、様式第五による宣言書及び様式第六による書面を平成二十五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。